

10年保存
機密性 1
令和5年4月1日 令和15年3月31日

基 発 0921 第 4 号
令和 4 年 9 月 21 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について

標記については、昭和 53 年 3 月 16 日付け基発第 154 号「労災保険における柔道整復師施術料金の算定基準等の改定について」（以下「通達」という。）により実施しているところであるが、今般、通達の別紙の算定基準を下記のとおり改定することとしたので、了知の上、別紙の改定後の算定基準に基づき、管内の柔道整復師団体と協定の締結を行い、円滑な運営を図られたい。

記

1 通達の一部改定

通達の別紙を次のように改める。

- (1) 「令和 2 年 9 月 1 日以降の施術」を「令和 4 年 10 月 1 日以降の施術」に改める。
- (2) 往療料に係る表中「注 1 往療距離が片道 4 km を超えた場合は、3,240 円を算定する。」を「注 1 往療距離が片道 4 km を超えた場合は、3,060 円を算定する。」に改める。
- (3) 特別措置料金のうち、骨折、不全骨折又は脱臼に係る表中「包帯交換料 750 円」を「包帯交換料 770 円」に改め、捻挫・打撲に係る表中「包帯交換料 400 円」を「包帯交換料 410 円」に改める。

2 施行期日について

本改定は、令和 4 年 10 月 1 日以降の施術分について適用すること。

(別紙)

労災保険柔道整復師施術料金算定基準

(令和4年10月1日以降の施術)

初 検 料	2,545 円	注 当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に 650 円を加算する。 ただし、午後 10 時から午前 6 時までの間の初検料については、所定金額に 3,740 円を、また、休日において初検を行った場合は 1,870 円を、それぞれ所定金額に加算する。
初検時相談 支援料	150 円	注 1 初検時において、傷病労働者に対し、次の（１）及び（２）を行った場合に初検時相談支援料を算定する。 （１）職業復帰に向けた施術内容、施術期間、職業復帰見込時期（施術計画）及び就労に当たっての励行・禁止事項をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載する。 （２）次のアからエの施術に伴う日常生活で留意すべき事項等をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載する。 ア 日常生活上の励行・禁止事項（入浴・歩行・運動等） イ 傷病の状態（労災の対象となる疾病、負傷名と施術部位） ウ 労災保険における受任者払い等の取扱い及び請求書の記載方法等を含めた労災請求等の事項（医師の同意に関する事項も含む） エ その他、柔道整復師が必要と認めた事項 2 初検料のみ算定した場合には、初検時相談支援料を算定できないものとする。
往 療 料	2,760 円	注 1 往療距離が片道 4 kmを超えた場合は、3,060 円を算定する。 2 夜間（午後 10 時から午前 6 時までの間を除く。）往療については、所定金額（注 1 による加算金額を含む。）の 100 分の 100 に相当する金額を加算する。 3 午後 10 時から午前 6 時までの間、難路又は暴風雨時若しくは暴風雪時の往療については、所定金額（注 1 による加算金額を含む。）のそれぞれ 100 分の 200 に相当する金額を加算する。 4 2 戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第 2 位以下の患家に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。
再 検 料	490 円	注 1 再検料の算定は、初検料を算定した月においては 1 回、翌月以降は 1 か月（暦月）2 回を限度とする。 2 再検料の算定は、初検料を算定した月の翌々月を限度とする。
指導管理料	680 円	注 1 週間に 1 回程度、1 か月（暦月）に 5 回を限度とし、後療時に算定できるものとする。
休業証明書	2,000 円	

冷 罨 法	100 円	注 1 負傷当初より行った場合に加算できる。 2 温罨法との重複算定は認められない。
運動療法料	380 円	注 運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に算定できる。 1 1 週間に 1 回程度、1 か月（暦月）に 5 回を限度とし、後療時に算定できる。 2 部位、回数に関係なく 1 日 380 円とし、20 分程度運動療法を行うこと。
施術情報提供料	1,000 円	注 骨折、不全骨折又は脱臼に係る応急施術を行った後に、医療機関に対して施術の状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合は、情報提供料として 1,000 円を算定する。
電 気 光 線 療 法 料	550 円	柔道整復師が傷病労働者施術に当たり、その施術効果を促進するため、柔道整復業務の範囲内において保健衛生上人体に害のない電気光線器具を使用した場合は、1 回につき 550 円を支給する。 ただし、1 日に 2 回以上又は 2 種類以上の電気光線療法を行った場合であっても 1 回として算定する。
宿 泊 料 ・ 食 事 料	1,400 円 470 円	柔道整復師の施術所に通院することが極めて困難な病状にある傷病労働者が柔道整復師の施術を受けるために当該施術所に宿泊したときは、1 日につき、宿泊料として 1,400 円、1 食につき、食事料として 470 円を支給する。

特別措置料金

	特 別 材 料 費	包 帯 交 換 料
骨 折、不 全 骨 折 又 は 脱 臼	1,670 円	<u>770</u> 円
捻 挫 ・ 打 撲	1,020 円	<u>410</u> 円
特別材料費は、1 負傷部位について 1 回算定できる。 なお、骨折、不全骨折又は脱臼について、特別材料の交換が必要となった場合は、2 回まで特別材料費として算定できる。 包帯交換料は、次の包帯交換時に算定できる。 { 初回の包帯交換時 ----- 1 回 初検日から起算して 1 週間以内の包帯交換時 ----- 1 回 初検日から起算して 1 週間から 2 週間以内の包帯交換時 ----- 1 回 初検日から起算して 2 週間から 3 週間以内の包帯交換時 ----- 1 回 初検日から起算して 3 週間から 4 週間以内の包帯交換時 ----- 1 回 初検日から起算して 4 週間を超えての包帯交換時 ----- 1 回 注 不全脱臼は、捻挫の部に準ずる。筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれをいい挫傷を伴う場合もある。）は、打撲及び捻挫に準ずる。		

部 位		整復（固定・施療）料	後療料	備 考
骨 折 （整復料）	大 腿 骨	14,100 円	1,020 円	1 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。 2 関節近接部位の骨折により生じた拘縮が2関節以上に及ぶ場合で、かつ、一定期間（3週間）経過した場合の料金は、算定部位を変更せず一括して1,310円とする。 3 後療時に、関節可動域・筋力の評価を行い、早期職業復帰に向けた経過及び所見を施術録に記載する。
	上腕骨・下腿骨	14,100		
	鎖 骨	6,540		
	前 腕 骨	14,100		
	肋 骨	6,540		
	手根骨・足根骨・中手骨・中足骨・指（手・足）骨	6,540		
不全骨折（固定料）	骨 盤	11,340	870	1 関節近接部位の骨折により生じた拘縮が2関節以上に及ぶ場合で、かつ、一定期間（3週間）経過した場合の料金は、算定部位を変更せず一括して1,150円とする。 2 後療時に、関節可動域・筋力の評価を行い、早期職業復帰に向けた経過及び所見を施術録に記載する。
	胸骨・肋骨・鎖骨	4,860		
	大 腿 骨	11,340		
	下腿骨・上腕骨・前腕骨・膝蓋骨	8,700		
	手根骨・足根骨・中手骨・中足骨・指（手・足）骨	4,620		
脱 臼 （整復料）	股 関 節	11,100	870	1 脱臼の際、不全骨折を伴った場合は、脱臼の部に準ずる。 2 後療時に、関節可動域・筋力の評価を行い、早期職業復帰に向けた経過及び所見を施術録に記載する。
	肩 関 節	9,780		
	肘 関 節・膝 関 節	4,620		
	顎 関 節	3,060		
	手関節・足関節・指（手・足）関節	4,620		
打 撲 及 び 捻 挫	打 撲・捻 挫	910	615	1 不全脱臼は、捻挫の部に準ずる。筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれをい）は、打撲及び捻挫に準ずる。 2 手の指の打撲・捻挫の施療料及び後療料は、指1本の場合は所定料金とし、指2本の場合は所定料金を2倍した金額、指3本の場合は所定料金を3倍した金額、指4本以上の場合は所定料金を4倍した金額とする。 3 施術料は、別紙に掲げる部位を単位として算定する。

備考 後療において強直緩解等のため温電法を併施した場合は、骨折又は不全骨折の場合にあつては、その受傷の日から起算して7日間を除き、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあつては、その受傷の日から起算して5日間を除き、1回につき 95円を加算する。

(別紙)

打	撲	捻	挫
頭部 顔部 頸部 胸部 背部 上部 肘部 前手 手指 腰部 大腿 膝部 下部 足部 趾部	面部 (肩部を含む。) 腕部 腕部 根・中部 臀部 腿部 根・中部 足部	頸部 肩部 肘部 手部 中指 腰部 股部 膝部 足部 中足 趾部	関節部 関節部 関節部 関節部 指・指 関節部 関節部 関節部 関節部 趾・趾 関節部